

令和3年度
和歌山市立博物館館報

No. 37

館報 37号 目次

I 事業概要

1. 展観事業

常設展示	2
春季企画展	2
夏季企画展	3
秋季特別展	4
冬季企画展	6
企画展	7
ホール展示	8
コーナー展示	8

2. 教育普及事業

講座等	9
出張展示等	9
校区探検	9
博物館実習	9
ミュージアムボランティア	10
職場体験	10
ウェブサイト・SNS	10

3. 調査研究事業

職員の執筆文献	11
職員の教育普及活動	11

4. 市史資料管理事業

5. 博物館基本計画の取組

II 収蔵資料概要

1. 受贈資料概要	12
2. 資料の貸出	12
3. 映像資料概要	13

III 令和4年度の展望

1. 令和4年度事業予定概要	13
2. 令和4年度博物館当初予算	15

IV 資料

入館者の動向	16
アンケートの集計	18
館機構	19
博物館職員	19
和歌山市立博物館協議会委員名簿	19
和歌山市立博物館条例	20
和歌山市立博物館条例施行規則	25

I 事業概要

1. 展観事業

○常設展示

1階の常設展示室では、「資料が語る和歌山の歴史」をテーマとして、原始、古代、中世、近世、近代、民俗の6つの展示部門に分け、それぞれ関連資料を展示している。

当館では、これまで常設展示室の大規模な展示替えは行っていないが、本年度は原始、中世、近世、近代、民俗の各展示部門において順次展示替えを行った。主な展示替えを行った資料は次のとおりである。

原始 禰宜貝塚縄文土器、太田黒田銅鐸、楠見遺跡須恵器、重要文化財大谷古墳資料等

中世 メルカトル世界図、根来出土遺物、津田流及び自由齋流砲術書、火縄銃、石山合戦配陣図写、鉄錆地雑賀鉢兜（市指定）、信長記（版本）等

近世 徳川頼宣肖像、左義長羽子板、葵紋蒔絵大名火鉢、徳川吉宗肖像、騎馬・野馬図、徳川治宝筆「鴛鴦図」、亀鈕印、清寧軒焼茶碗、徳川慶福筆一大字「鶴」等
焼物コーナーの展示台を畳台に替えた。

近代 明治後期から昭和40年代の和歌山市内各所の古写真、昭和30～40年代の冷蔵庫、洗濯機、黒電話、炊飯器、掃除機、扇風機等

民俗 紀州郷土玩具番付、川端龍子双六、紀州びな、紀州だるま、紀州てまり、根本大塔土鈴、町石土鈴、みかん杯、御坊人形、田辺泥面子、プロペラ船等

このほか、民俗コーナーの一部の展示ケースを利用して「コーナー展示」を定期的の実施している（コーナー展示については別項参照）。

○春季企画展

「総持寺の至宝」

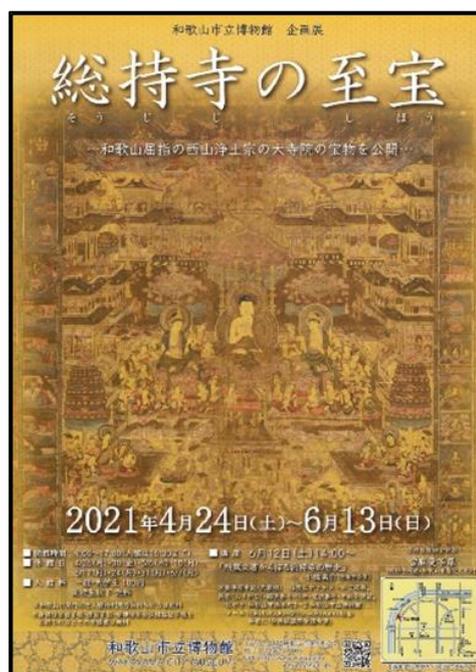
〈開催期間〉4月24日(土)～6月13日(日)

〈開催日数〉43日

〈入館者数〉1,086人

〈開催趣旨〉

総持寺は宝徳2年(1450)に開かれた西山浄土宗の寺院で、御奈良天皇・正親町天皇の勅願寺となった名刹である。総持寺の寺宝は、一寺院の歴史を語るにとどまらず、和歌山の歴史と文化を解明することのできる資料群である。本展覧会では、それらのなかから選りすぐった至宝を展示した。



〈展示構成〉

I 浄土思想の世界

II 浄土宗と総持寺の歴史

〈講演会〉

6月12日(土)「総持寺所蔵文書から探る寺の歴史」

小橋勇介(当館学芸員) 14時～15時30分

52人

※当初、5月22日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、6月12日に延期した。

〈出陳目録〉 前期：4月24日～5月23日 後期：
5月25日～6月13日

I 浄土思想の世界

No.	資料名	備考
1	當麻曼荼羅	市指定文化財
2	釈迦涅槃図	
	十王図(写真パネル)	市指定文化財
3	釈迦三尊像	
4	大般若十六善神像	前期展示
5	大般若十六善神像	後期展示
6	円頓戒本尊盧舎那如来尊像	
7	阿弥陀三尊像	
8	行基菩薩像	
9	浄土真丹五祖像	
10	善導大師像	
11	施無畏・与願印釈迦如来像	
12	阿弥陀如来来迎図	

II 浄土宗と総持寺の歴史

No.	資料名	備考
13	円光大師像	前期展示
14	円光大師月輪像	後期展示
15	円光大師御絵伝	市指定文化財、前中後期で展示替え
16	円光大師真筆一枚起請文写	
17	西山国師真筆法語	
18	西山国師真筆法語	
19	①西谷浄音上人像	
19	②西谷浄音上人像	
20	西山国師御絵伝	市指定文化財
21	明秀上人像	
22	阿弥陀来迎図	市指定文化財
23	後奈良天皇御詠歌	
24	徳本上人真筆六字名号	
25	釈迦涅槃図	
26	明秀上人御判	
27	桑山重晴寄進状	

28	芦鷺図	
29	船子喝山図	
30	柳燕図	
31	阿弥陀三尊像	
32	弁財天像	
33	十六羅漢像	前中後期で展示替え
34	浅野幸長寄進状	
35	後奈良天皇繪旨写	
36	正親町天皇繪旨写	
37	万法度帳	
38	桑山重晴定書写	前期展示
39	近藤九左衛門定書写	後期展示
40	御尋二付申上候覚	
41	総持寺記録写	
42	円光大師像舍利頒賜状	
43	大覚寺寄進状	
44	三宝供物蔵	
45	諸寄附納証筆写	
46	諸願章控	
47	当山境内図	
48	恵光上人像	

○夏季企画展

「アッ！と驚く意外な歴史

—君も和歌山の歴史博士になれる—

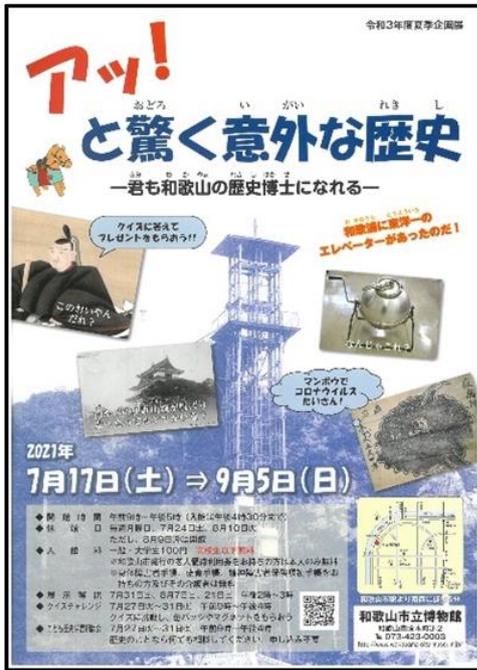
〈開催期間〉 7月17日(土)～9月5日(日)

〈開催日数〉 43日

〈入館者数〉 1,218人

〈開催趣旨〉

自分たちのまち・和歌山市の歴史に注目し、子どもにとって興味をそそる意外性のある歴史を集めて紹介した。刀や鉄砲、弓などにまつわる武器武具とことばのコーナー、古写真と現在の風景写真を結ぶあみだ写真のコーナー、新しいものか古いものかを選ぶどっちコーナーなどのコーナーもあり、小中学生だけでなく、一般の方にも身近な歴史を楽しんでいただける展示を心がけた。



〈展示構成と主な展示資料〉

I 原始～中世

馬冑、力士像埴輪、火縄銃

II 近世

徳川頼宣肖像、紀伊国名所図会、満方図

III 近代

古写真、パンフレット、和菓子木型

〈展示解説〉

7月31日(土) 9人、8月7日(土) 14人、

8月21日(土) 13人 各回 14時～15時

〈クイズチャレンジ〉

7月27日(火)～7月31日(土) 9時～16時

58人

子どもを対象にした企画。当企画展に関連する5間のワークシートにチャレンジし、完了して受付に持っていくと、もれなく好きな缶バッジ、あるいはマグネットを1個プレゼント。

※クイズチャレンジ終了後、期間を閉幕日まで延長。248人参加。

〈こども歴史学習相談会〉

7月27日(火)～7月31日(土) 9時～16時

和歌山の歴史について、質問や疑問があればなんでも学芸員が答える試み。相談は無料。

12組(大人14人、子ども24人) 15質問

○秋季特別展

「加太淡嶋神社展—女性・漁民の祈り—」

〈開催期間〉10月9日(土)～12月12日(日)

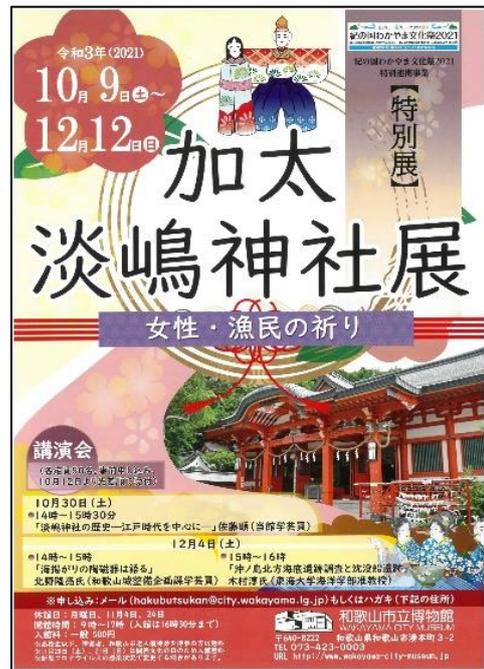
〈開催日数〉54日

〈入館者数〉2,588人

〈開催趣旨〉

加太淡嶋神社は、病氣平癒や安産を祈願する女性の参拝者が多いことで有名で、全国各地に勧請されている神社である。本展覧会では、女性の奉納物や漁民が奉納した海揚がりの中国製陶磁器などを展示し、知られざる神社の歴史を紹介した。

また、10月30日(土)～11月21日(日)に国民文化祭が和歌山県で開催されることにあわせて、和歌山市の歴史・文化の魅力を、県外から訪れる人々にもPRする特別連携事業として本展覧会を開催した。



〈展示構成〉

I 淡嶋神社の至宝

II 海揚がりの陶磁器

〈講演会〉

10月30日(土) 14時～15時30分 43人

「淡嶋神社の歴史—江戸時代を中心に—」佐藤 顕(当館学芸員)

12月4日(土) 14時～16時 50人

「海揚がりの陶磁器は語る」北野隆亮氏（和歌山城整備企画課学芸員）

「沖ノ島北方海底遺跡調査と沈没船遺跡」木村淳氏（東海大学海洋学部准教授）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者は各回50人までに制限した。

〈出陳目録〉 前期：10月9日～11月10日

後期：11月11日～12月12日

I 淡嶋神社の至宝

No.	資料名	備考
1	淡嶋社縁起 宝鏡寺宮理豊筆	
2	貝合記・雛遊記	
3	大円山形星兜	重要文化財
4	神楽太鼓	
5	綾巻物	
6	金銅造丸鞘太刀	重要文化財
7	紀伊統風土記	
8	日本書紀	
9	神島図(伽陀寺・友ヶ島図のうち)	
10	滑石製模造品	
11	八稜鏡	
12	瑞花双鳥八稜鏡	
13	海獣葡萄鏡	
14	瓦器	館蔵
15	山茶碗	館蔵
16	備前焼壺	館蔵
17	淡嶋古文書	
17-1	小若江吉近田地寄進状	前期展示
17-2	栗嶋神社渡御膳式注文	前期展示
17-3	羽柴秀長禁制	前期展示
17-4	桑山重晴田地寄進状	後期展示
17-5	田地売り渡し証文	後期展示
17-6	屋敷売り渡し証文	後期展示
18	栗嶋の跡目に関する定め	
19	向井加左衛門訴状の下書	
20	浅野長晟書状	

21	紀州藩家老連署奉書	
22	前田如香肖像 宮本君山筆	
23	陣笠	
24	重箱	
25	口宣案(正六位下・美濃守)	
26	神道裁許状(前田如香)	
27	紀州加田淡嶋開帳 流行役者取持の図	館蔵、前期展示
28	回向院境内ノ図	館蔵、後期展示
29	加太社略縁起	館蔵
30	加太浦之図 岩瀬広隆筆	館蔵
31	紀伊名所 加太浦淡島神社	館蔵
32	金子預り証文	
33	四季花図 須藤久甫筆	館蔵
34	絵馬(加減里勢)	
35	絵馬(山本岩の)	
36	版木 加太より金毘羅へ近道略図	
37	版木 加太浦淡嶋神社図	
38	加太浦淡嶋神社図	館蔵
39	版木 加太浦全図	
40	加太浦全図	
41	版木 加太淡島神社碑	
42	加太淡島神社碑	
43	版木 神号	
44	神号	
45	山水図 桑山玉洲筆	館蔵
46	山水図 大岡雲峰図	
47	花鳥図 岡本緑邨筆	館蔵
48	山水図 長阪雲在筆	館蔵
49	蝦蟇図 彦坂積庵筆	館蔵
50	南紀男山焼 染付鶴形蓋物	
51	南紀男山焼 染付花唐草文沈香壺	
52	借楽園焼 交趾写寿字文花生	
53	南紀高松焼 染付高松茶屋根上松図筒形花生	
54	内裏雛図	館蔵

II 海揚がりの陶磁器

No.	資料名	備考
1	貝が付着した中国製陶磁器	
1-1	中国製龍泉窯系青磁線描蓮弁文碗	館蔵
1-2	中国製龍泉窯系青磁碗	館蔵
1-3	中国製龍泉窯系青磁筒形香炉	館蔵
1-4	中国製褐釉四耳壺	館蔵
2	中国製龍泉窯系青磁稜花盤	館蔵
3	中国製龍泉窯系青磁広口壺（酒会壺）	館蔵
4	中国製龍泉窯系青磁蓮弁文碗	館蔵
5	中国製龍泉窯系青磁線描蓮弁文碗	館蔵
6	中国製龍泉窯系青磁線描蓮弁文碗	館蔵
7	中国製龍泉窯系青磁碗	館蔵
8	中国製龍泉窯系青磁雷文帯碗	館蔵
9	中国製龍泉窯系青磁碗	館蔵
10	中国製龍泉窯系青磁碗	館蔵
11	中国製龍泉窯系青磁碗	館蔵
12	中国製龍泉窯系青磁碗	館蔵
13	中国製龍泉窯系青磁雷文帯碗（人形手）	館蔵
14	中国製龍泉窯系青磁線描蓮弁文碗（捻り菊文）	館蔵
15	中国製龍泉窯系青磁碗（「顧氏」銘）	館蔵
16	和歌山城出土の中国製龍泉窯系青磁線描蓮弁文碗（「顧氏」銘）	和歌山市蔵
17	焼成不良の中国製龍泉窯系青磁碗	
17-1	中国製龍泉窯系青磁線描蓮弁文碗	館蔵
17-2	中国製龍泉窯系青磁雷文帯碗	館蔵
17-3	中国製龍泉窯系青磁碗	館蔵
18	中国製龍泉窯系青磁皿	館蔵
19	中国製龍泉窯系青磁皿	館蔵
20	中国製龍泉窯系青磁腰折皿	館蔵
21	中国製龍泉窯系青磁腰折稜花皿	館蔵
22	中国製龍泉窯系青磁盤（箱書墨書「弘化三年（1846）」）	館蔵
23	中国製龍泉窯系青磁盤	館蔵

24	中国製龍泉窯系青磁盤	館蔵
25	中国製龍泉窯系青磁稜花盤	館蔵
26	中国製龍泉窯系青磁稜花鉢	館蔵
27	中国製龍泉窯系青磁八角鉢	館蔵
28	中国製龍泉窯系青磁杯	館蔵
29	中国製龍泉窯系青磁筒形香炉	館蔵
30	中国製龍泉窯系青磁双耳瓶	館蔵
31	中国製景德鎮窯系青花牡丹唐草文碗	館蔵
32	中国製景德鎮窯系青花福字文碗	館蔵
33	中国製景德鎮窯系青花蔦唐草文碗	館蔵
34	黒色土器碗	館蔵
35	黒色土器杯	館蔵
36	肥前系染付碗	館蔵
37	肥前系青磁筒形香炉	館蔵
38	丹波焼播鉢	館蔵
39	朝鮮製作褐釉壺	館蔵
40	肥前系青磁染付碗	館蔵
41	肥前系染付筒形碗	館蔵
42	肥前系染付皿	館蔵
43	肥前系白磁皿	館蔵

○冬季企画展

「歴史を語る道具たち」

〈開催期間〉

令和4年1月12日(水)～2月27日(日)

〈開催日数〉39日

〈入館者数〉977人

〈開催趣旨〉

当館は、開館以来、市民の皆様からご寄贈いただいた様々な民具を所蔵している。それらは、かつて和歌山に暮らした人々の生活を知ることのできる貴重な資料である。本展覧会は、小学校3年生の社会科授業と連携し、子どもたちに昔の暮らしを学んでもらう教育プログラムの一環とした。また、昔の思い出を懐かしむ市民の皆様にお集まりいただく企画とした。

10	葵紋広蓋	○
11	瑞芝焼 饅頭蒸器	○
12	太田焼 海鼠釉 花瓶	○
13	和歌山焼 徳利	○
14	刀 銘 於南紀文殊重国造之	○
15	野呂介石筆 竹石図	○
16	野呂介石筆 三行書	○
17	野際白雪筆 雪景山水図	○
18	野際白雪筆・本居大平賛 菖蒲甲兜 図	○
19	古典籍 (一部)	○
20	県立和歌山高等女学校 卒業アル バム	○
21	算法一覽記 (写)	○
22	多紀仁之助著『和中魂』	○
23	万葉集略解 (写)	○
24	森月航筆・本居大平賛 立雛図	○
25	猪飼太郎助高道「故郷の仁志木」、「旅 の寿佐飛」	○
26	官幣大社 籠山神社御絵葉書	○
27	猪飼半之允 (6代) 系譜・親類書 猪飼次郎助 (5代) 系譜 猪飼太郎助 (4代) 勤書控	○
28	壬寅元旦試毫	○
29	故々呂廼華	○
30	百味筆筒	○
31	和漢三才図会 (一部)	○
32	医学書・文芸書 (一部)	○
33	高松近傍地図	○
34	菓子木型	○
35	『新説日本史』下巻 『中等漢文教科書』巻三	○
36	和歌山郵便局写真アルバム	○
37	をのえ足袋	○
38	榎本遊谷筆 和歌祭図	
39	奥村直常画 和歌浦画卷	
40	冷泉為村 和歌「和歌の浦友鶴の歌」	

41	本居宣長 和歌「玉津島歌」	
42	玉津島明神衣通姫之図	
43	岩瀬広隆筆 鉄砲ガニと鶴図	
44	笹川遊原筆 和歌祭図	
45	野際蔡春筆 和歌祭図	
46	和歌御宮行列絵巻	
47	徳川治宝筆 富嶽秋景図	
48	徳川治宝筆 牡丹之図	
49	安藤直次肖像	
50	三浦家茶屋夜雨荘掲額	
51	三楽園焼 更紗手菓子器	
52	弓 銘 木村左内 (花押)、明月・勁 風	
53	桑山玉洲筆 雪景山水図	
54	李梅溪・祇園南海 扁額「寿山」「龍」	
55	岩瀬広隆筆 年中行事図	
56	山澤與平筆 鳥獸戯画図	
57	山中信古筆 増訂南海包譜 上辻木海筆 柑橘図絵	
58	北澤楽天筆 南方熊楠肖像	
59	浪蒔絵簾貝香合	
60	了入作 分銅型香合	
61	菊香合	
62	松木彫鶴香合	
63	吹上香合	
64	奥山田遺跡出土品	○

○ホール展示

・7月6日(火)～7月23日(金)

「和歌山大空襲」

7月10日(土)の映画「和歌山大空襲」上映会にあわせて、和歌山大空襲の関連資料を展示した。

○コーナー展示

常設展示室の民俗部門のコーナー展示スペースで行った。令和3年度は5つのテーマでコーナー展示を行い、期間、テーマは以下のとおり。

- ・3月30日(火)～5月30日(日)
「和歌浦の風景－紀三井寺－」
- ・6月1日(火)～8月1日(日)
「陸奥宗光と和歌山」
- ・8月3日(火)～10月3日(日)
「和歌山市の埴輪」
- ・10月5日(火)～1月10日(月・祝)
「なつかしの市電」
- ・1月12日(火)～3月27日(日)
「古文書からみた葛城修験」

2. 教育普及事業

○講座等

1 古文書講座「和佐の古文書を読む」

好評の古文書講座は、前年度に引き続き5月から令和4年3月まで、原則として月1回第2日曜日に計10回開催する予定だったが、5月及び2月は新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止した。

2 映画上映会「和歌山大空襲」

7月10日(土) 10時～11時、14時～15時
2階講義室 各50人

昭和20年7月9日深夜から翌未明にかけての和歌山大空襲のドキュメンタリー映画を上映した。

3 おでかけ歴史講座

平成30年度から一般の団体からの申込みを受けて、市内各地に学芸員が直接出向き、その地域の歴史や文化財を紹介する「おでかけ歴史講座」を開催している。

10月23日(土) 「懐かしの市電」
和歌山市民図書館 20人

○出張展示等

1 和歌山市民図書館

博物館コーナー展示「なつかしの市電」(令和3年10月5日～1月10日)に合わせて、市民図書館との連携事業として、市民図書館2階の展示スペースを使い、「はじめて走った市電 写真展」(令和3年10月23日～11月12日)を開催した。明治42年開業の和歌山水力電気会社の路面電車「市電」に関係する和歌山市駅から紀三井寺に至る古写真パネルや路面電車のミニチュアを展示した。

2 和歌山市役所1階市民ギャラリー

市役所1階の市民ギャラリーを活用し、令和3年6月に「和歌山大空襲の時代」、8月に「和歌山市の偉人・先人－陸奥宗光－」、10月に「和歌山市立博物館特別展 加太淡嶋神社展」の説明パネルや写真・資料を展示し、市民の方々に博物館活動を紹介し、来館を促した(各10日間程度)。

3 和歌山城ホール

令和3年12月～令和4年3月に、和歌山城ホールの1階展示室及び3階多目的室において、和歌山市立博物館の「写真に見る和歌山市の歩み」展パネルを活用した展示を随時行い、和歌山市の歴史を紹介する機会とした。

○校区探検

学校と博物館との連携の一環として、市内の小中学校の校区探検を実施している。本年度は、雑賀小学校、楠見西小学校及び藤戸台小学校で開催した。

11月9日(火) 雑賀小学校 「徳川吉宗にかかわる歴史探索フィールドワーク」 34人

11月11日(木) 楠見西小学校 「ふるさと学習フィールドワーク事前授業」 30人

11月12日(金) 楠見西小学校 「ふるさと学習フィールドワーク」 30人

1月25日(火) 藤戸台小学校 「ふるさと学習出前授業」

○博物館実習

大学における博物館学芸員資格取得課程の実習として毎年実施している。令和3年度は8月24日～8月28日の5日間で実施し、和歌山大学生3名、近畿大学生2名、京都府立大学生1名、京都女子大学生1名、計7名が参加した。

実習内容は以下のとおりである。

8月24日(火) 館内案内、資料の撮影

8月25日(水) 掛け軸・巻物の扱い方、資料の整理、絵図・地図の扱い方

8月26日(木) 絵図・地図の扱い方、考古資料の扱い方

8月27日(金) 古文書資料の扱い方、考古資料の扱い方

8月28日(土) 武器・武具の扱い方、展覧会の企画、実習レポート作成

【博物館実習受け入れに関する内規】

1 本館において博物館実習の受講を希望するものは、次のすべてを満たすものに限る。

(1) 受講を希望するものの所属する大学から依頼のあったものであること。

(2) 和歌山県内出身者または和歌山県内の大学に在籍する学生であること。

(3) 専攻分野が人文科学系であること。

(4) 実習を受講する前年までに、博物館法施行規則第1条に掲げる生涯学習概論・博物館概論・博物館経営論・博物館資料論・博物館資料保存論・博物館展示論・博物館教育論・博物館情報・メディア論に相当する課目を履修済みであり、かつこれ以外の科目をすべて当該年に取得できる見込みのあること。

2 実習生の受け入れ定員は20名以内とする。

3 館長が特に認めた場合は、この限りではない。

内規 平成11年4月1日

改正 平成24年4月1日

○ミュージアムボランティア

平成20年度から和歌山大学教育学部からミュージアムボランティアを受け入れている。本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ボランティアを受け入れられなかった。

○職場体験

平成23年度から中学生の職場体験を受け入れている。中学生としての勤労観、職業観を育成させるため、様々な職場での体験が求められている。本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施に至らなかった。

○ウェブサイト・SNS

平成10年度に本館ウェブサイトと和歌山市ウェブサイト内に開設して以来、コンテンツを改定・補充してきた。その後、平成16年7月から、館として新たに独自ドメインを取得、オリジナルウェブサイトを作成、運営を行うこととした。平成22年度から、ドメイン名の変更とともに、リニューアルを行い、さらに平成30年度末には、大幅なリニューアルを行なった。博物館への問い合わせや図録の購入申込み、展覧会事業の情報などが得られ、各種申請書もダウンロードできるため、アクセス数も着実に増えている。

また、平成26年度から新たな試みとして、和歌山市立博物館公式Twitter(ツイッター)を開設した。定期的に展覧会やイベントの情報を発信しており、フォロワー数も順調に増加している。

博物館ホームページ(令和4年4月現在)

<http://www.wakayama-city-museum.jp/>

和歌山市立博物館公式Twitterアカウント(令和4年4月現在)

@w_city_hakubuts

フォロワー数 4,848

3. 調査研究事業

○職員執筆文献

前田 敬彦

〈論文〉

2021. 10. 9 「和歌山市における小林国太郎氏の考古学活動」、『紀伊の戦前・戦後の考古学—知られざる資料の再発掘—』発表要旨集、紀伊考古学研究会

2022. 3. 31 「和歌山市奥山田遺跡採集の考古資料」、『研究紀要』36号、和歌山市立博物館

〈コラム〉

2021. 11. 10 「高地性集落探訪⑦ 橘谷遺跡と橘谷銅鐸」、『季刊考古学 高地性集落論の新しい動き』157号、雄山閣出版社

山下 奈津子

〈論文〉

2022. 3. 31 「紀州家家老の日記にみる寛文期における紀州藩の茶道について」、『研究紀要』36号、和歌山市立博物館

〈資料紹介〉

2022. 3. 31 「史料翻刻 『類集略記』補—仲間筋編(二)(三)」、『市史研究』49号、和歌山市立博物館

佐藤 顕

〈図録〉

2021. 10. 9 『加太淡嶋神社展—女性・漁民の祈り—』、和歌山市立博物館

小橋 勇介

〈資料紹介〉

2022. 3. 31 「和歌山市立博物館収蔵林家文書中の紀三井寺中之坊関係資料」、『研究紀要』36号、和歌山市立博物館

2022. 3. 31 「加太・向井家文書所収の修験関係資料(五)」、『市史研究』49号、和歌山市立博物館

額田 雅裕

〈論文〉

2022. 3. 31 「紀州藩江戸中屋敷の立地環境と赤坂庭園全図」、『研究紀要』36号、和歌山市立博物館

○職員の教育普及活動

小橋 勇介

2021. 10. 9 阪急交通社「たびコト塾」「天下人織田信長を脅かした最強鉄砲集団「雑賀衆」(於・阪急グランドビル)

2021. 10. 16 講演「葛城修験の歴史—和歌山・大阪・奈良にまたがる山々をめぐる—(於・熊取町立熊取図書館)

2021. 11. 26 葛城修験現地ガイド養成セミナー「葛城修験の歴史」(於・柏原市立市民プラザ)

2021. 11. 27 葛城修験現地ガイド養成セミナー「葛城修験の歴史」(於・奈良県産業会館)

2021. 12. 3 葛城修験現地ガイド養成セミナー「葛城修験の歴史」(於・和歌山県民文化センター)

2021. 12. 4 葛城修験現地ガイド養成セミナー「葛城修験の歴史」(於・打田生涯学習センター)

2021. 12. 5 葛城修験現地ガイド養成セミナー「葛城修験の歴史」(於・泉佐野市立文化会館)

太田 宏一

2021. 11. 11 ふるさと学習出前授業(於・楠見西小学校)

2021. 11. 12 ふるさと学習フィールドワーク(於・楠見西小学校区)

2022. 1. 25 ふるさと学習出前授業(於・藤戸台小学校)

額田 雅裕

2021. 11. 9 校区探検「徳川吉宗にかかわる歴史探索フィールドワーク」(於・和歌山城公園)

4. 市史資料管理事業

平成4年度末に事業を完了した和歌山市史編纂事業を引き継いだ事業である。主な業務は、『和歌山市史』の販売、他都市との交換市史の受入、市史編纂過程で蒐集した資料の保存と整理、保存資料の活用方法の調査研究などである。令和3年度は、2本の史料翻刻を『市史研究』49号に掲載した。

5. 博物館基本計画の取組

当館は、歴史博物館としての機能を発揮し利用者増を図っていくことを目指し、今後の取組、施設の機能改善、管理運営の改善等について「和歌山市立博物館基本計画」を令和2年11月に策定した。基本計画にある、基本方針2「親しまれ、楽しく学べる博物館」や基本方針4「観光やまちづくりと連携した博物館」を実現するため、国の補助金等を活用し、リニューアル等を行っていく。

本年度は、博物館基本計画の主な取組29項目のうち11項目を実施し、12項目は一部を実施した。

基本方針1「歴史・文化の拠点」としての博物館では、紀三井寺や総持寺など地域の歴史・文化を特別展・企画展で資料公開し、徳川吉宗関係の新資料の展示とSNS（ツイッター）での情報発信などを積極的に実施した。

基本方針2「親しまれ、楽しく学べる博物館」では古文書講座（年10回程度）のほか、市役所1階市民ギャラリー・市民図書館・和歌山城ホール等で出張パネル展示を実施した。

基本方針3「人を育てる博物館」では、夏休み期間に小中学生を主な対象とした企画展「アッ！と驚く意外な歴史」を開催し、説明文を全て子ども向けの文章とするとともに、「子ども歴史学習相談会」を5日間開催し、若年層の来館増加に取り組んだ。

基本方針4「観光やまちづくりと連携した博物館」では、玄関ホールに市内の文化財や文化施設の情報（チラシ・パンフレット）を集約した「和歌山の歴史・文化の情報コーナー」を設置し、SNS（ツイッター）で情報発信し、周遊を促進した。

II 収蔵資料概要

1. 受贈資料概要

本年度は5名の方から資料をご寄贈いただいた。資料は大切に保存し今後の展示等に活用したい。

- ・海揚がり陶磁器など 一括 前田智子氏
- ・火縄銃 2件 森本尚三氏
- ・太刀など 7件 岡本伊三郎氏
- ・刀 1件 高木好枝氏
- ・奥山田遺跡採集資料 一括 松下博治氏

2. 資料の貸出

本年度の資料の館外貸出（展覧会への出陳等）は、9件であった。貸出先、展覧会名称、会期、貸出資料等は以下のとおりである。

●わかやま歴史館

常設展示（4月1日～令和4年3月31日）

- ・「陸奥宗光書簡 由良守応宛」はじめ35件
- 夏の企画展示「一位老公 徳川治宝～和歌山に残る治宝の足跡～」（7月21日～8月31日）
- ・「菓子木型「花車」」はじめ7件

和歌山城天守閣・わかやま歴史館 秋の共同企画展
「和歌山城天守閣を建てた人たち」（10月14日～11月22日）

- ・「和歌山城天守再建棟札写」

●和歌山市民図書館

和歌山市民図書館移民資料室企画展示「ヘンリー杉本絵画」（3月～4月）

- ・「隣のアメリカ人に別れを惜しむ」はじめ2件
- 和歌山市民図書館移民資料室企画展示「ヘンリー杉本絵画」（4月～6月）

- ・「収容所内の売店が開店」はじめ2件

和歌山市民図書館移民資料室企画展示「ヘンリー杉本絵画」（6月～8月）

- ・「千人針もむなし」はじめ2件

●和歌山県立近代美術館

特別展「和歌山の近現代美術の精華」（10月23日～12月19日）

- ・「川端龍子 南飛図」

●和歌山県立紀伊風土記の丘

秋季特別展「海に挑み、海をひらくーきのくに七千年の文化交流史ー」（10月2日～12月5日）

- ・「紀州熊野太地三輪崎鯨方捕鯨図」はじめ7件

●田辺市立美術館

開館25周年記念特別展「きのくにの三画人 脇村兄弟の文人画―祇園南海・桑山玉洲・野呂介石」

(10月30日～11月21日)

- ・「祇園南海《紅梅図》」はじめ17件

3. 映像資料概要

本館の常設展示室には、原始・中世・近世・近代の各コーナーに4台のビデオ放映器(VTD)と、民俗コーナーに1台のビデオプロジェクターを設置している。

VTDは、シリコンディスク使用のパソコンとタッチパネル式の19インチモニターを採用し、モニター画面を手で触れることで映像を選択できるようになっている。

ビデオプロジェクターもシリコンディスク仕様のパソコンと100インチの平面スクリーンを設置し、照光式のボタン式スイッチで映像を選択するようになっている。

映像については、それぞれ3分前後の内容を数本収録し、視覚的な紹介をしている。各コーナーの収録番組は以下のとおり。

原始：弥生時代の太田・黒田遺跡

太田・黒田の銅鐸

大谷古墳の発掘

中世：栢田(笠田)荘の荘園絵図

中世の遺跡をたずねて

津田監物と鉄砲

雑賀鉢の謎

絵画にみる太田城水責め

近世：あるく みる城下町

和歌山城の門

八代将軍徳川吉宗 ―その武と雅―

城下町和歌山の文化

紀州藩と茶道

紀州の黒船ディアナ号

近代：昭和初年への旅立ち

―その頃の和歌山は―

戦争で子どもたちまで勤労働員

和歌山大空襲

和歌山城の再建

民俗：雛流し 淡島神社

和歌祭 紀州東照宮

茅の輪祭 伊太祁曾神社

団七踊 岡崎団七踊保存会

木ノ本の獅子舞 木本八幡宮

III 令和4年度の展望

1. 令和4年度事業予定概要

平成26年度に博物館の基本的運営方針を策定し、令和2年11月には、博物館基本計画を策定し、ウェブサイトにおいて公開している。令和4年度は、「博物館基本計画」に基づき、市民により親しまれる博物館づくりを目指し、さまざまな取組を実施する。

常設展

令和4年度も常設展の展示資料の入れ替えを積極的に実施するとともに、常設展示室の一角に、2か月ごとに展示替えを行う展示コーナーを設け、計画的に展示替えを行う。そのほか、エントランスホールでは、随時にタイムリーなテーマでホール展示を開催し、収蔵資料を公開する機会を増やしていく。

コーナー展示

- ・3月29日～5月29日

「松尾塊亭―俳画の世界―」

- ・5月31日～7月31日

「江戸時代の府中八幡神社」

- ・8月2日～10月2日

「かざりの世界―金属工芸1000年―」

- ・10月4日～12月4日
「考古学からみた伊太祈曾盆地の歴史」
- ・12月6日～1月29日
「雑賀衆と根来衆」
- ・1月31日～3月26日
「駿河屋の菓子木型」

特別展

11月5日から12月4日まで特別展「表千家とわかやまー紀州藩における交流」を開催する。紀州徳川家は寛永19年(1642)に表千家4代江岑宗左を招いた。以後、表千家は紀州徳川家の茶道を指導することとなり、紀州徳川家の歴代藩主は表千家の茶道を保護した。本展覧会では、表千家と和歌山との関係を、紀州藩主や藩士との交流から紹介する。

企画展

和歌山市に関する人物や収蔵資料等を市民に紹介するため、令和4年の夏・秋・冬、令和5年の春の4回の企画展を開催する。

夏季企画展 「有吉佐和子と和歌山」をテーマに、6月4日から8月14日まで開催する。近隣に和歌山市出身の作家・有吉佐和子を顕彰する「有吉佐和子記念館」が6月に開館するので、連携して関係資料の展示を行う。

秋季企画展 「発掘された江戸時代の暮らし」をテーマに、9月17日から10月16日まで開催する。発掘調査が進められている城下町和歌山の考古資料を展示し、江戸時代の城下町の暮らしぶりを紹介する。

冬季企画展 「歴史を語る道具たち」をテーマに、令和5年1月11日から2月26日まで開催する。和歌山で実際に使われていた道具の展示により昔のくらしの実態を示し、人びとの生活の智慧と工夫を理解してもらうものである。本展は、学校教育との連携で、小学校3年生の社会科の授業に関連させた展示である。

企画展 「新収蔵品展」を令和5年3月11日から5月14日まで開催する。近年新たに寄贈もしくは購入した資料を展示し、市民に新収蔵資料と博物館の資料収集活動を紹介する。

古文書講座等

古文書講座は、原則として月1回第2日曜日に年間計10回開催する。テーマは「玉津島神社の古文書を読む」を予定している。

また、平成30年12月から開始した、学芸員が市内各地に出向き、その地域の歴史や文化財をわかりやすく紹介する「博物館おでかけ歴史講座」は今年度も引き続き、随時開講する。

映画会は、7月に和歌山大空襲に関する記録映画を上映する。

出張展示

博物館内だけでなく、市役所1階市民ギャラリーや和歌山城ホールなどで出張展示を積極的に行い、市民や本市を訪れる人々が本市の歴史・文化に触れる機会を増やしていく。

校区探検

当館では、公立学校の週5日制の導入に対応して、市内小学校及び校区子どもセンターと協力し、校区内の歴史的スポットを見学する校区探検を開催している。

調査研究

本年度は、特別展「表千家とわかやまー紀州藩における交流」及び企画展「有吉佐和子と和歌山」、「発掘された江戸時代の暮らし」に関する調査研究を中心に行い、その成果は展示資料や図録、研究紀要等に反映させる。また、特別展の年次計画に基づいて、令和5年度の展覧会の調査を進めていく。それ以降の年度に開催する予定の展覧会についても基礎調査を開始する。

そのほか、館蔵資料及び関連資料の調査研究を進

め、その成果を『研究紀要』第37号に掲載する。

資料収集

収蔵資料の充実を図るために、資料の寄贈・寄託を積極的にすすめていく。

燻蒸

資料の保存環境を維持するため、当館では毎年燻蒸（消毒）を実施している。本年度は、3階特別収蔵庫の燻蒸を、8月30日～9月4日までの期間に実施する。

市史関係資料の管理

保管している市史関係資料の整理を進め、資料的価値が高い文書史料の翻刻を行う。その成果を『市史研究』第50号に掲載する。

博物館実習

各大学からの依頼を受けて、毎年、博物館実習生を受け入れている。本年度は、8月23日から27日までの5日間、博物館実習を行う。なお、受け入れに関する要項は、前掲の「博物館実習受け入れに関する内規」とおりである。

2. 令和4年度博物館当初予算

歳入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節	
				区 分	金 額
総務使用料	1,411	1,069	342	博物館使用料	1,411
基金収入	2	2	0	博物館振興基金収入	2
雑入	1,461	1,441	20	博物館図録等販売収入	1,461
総務費交付金	1,425	1,160	265	文化スポーツ費交付金	1,425
総務債	0	0	0	文化スポーツ債	0

歳出

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国県支出金	地方債	その他			
博物館費	78,868	85,407	△6,539	1,425		2,874	74,569	1 報酬	94
								2 給料	22,411
								3 職員手当等	13,175
								4 共済費	7,767
								7 報償費	374
								8 旅費	130
								10 需用費	11,117
								11 役務費	1,553
								12 委託料	21,825
								13 使用料及び賃借料	331
								17 備品購入費	32
								18 負担金、補助及び交付金	43
								24 積立金	2
26 公課費	14								

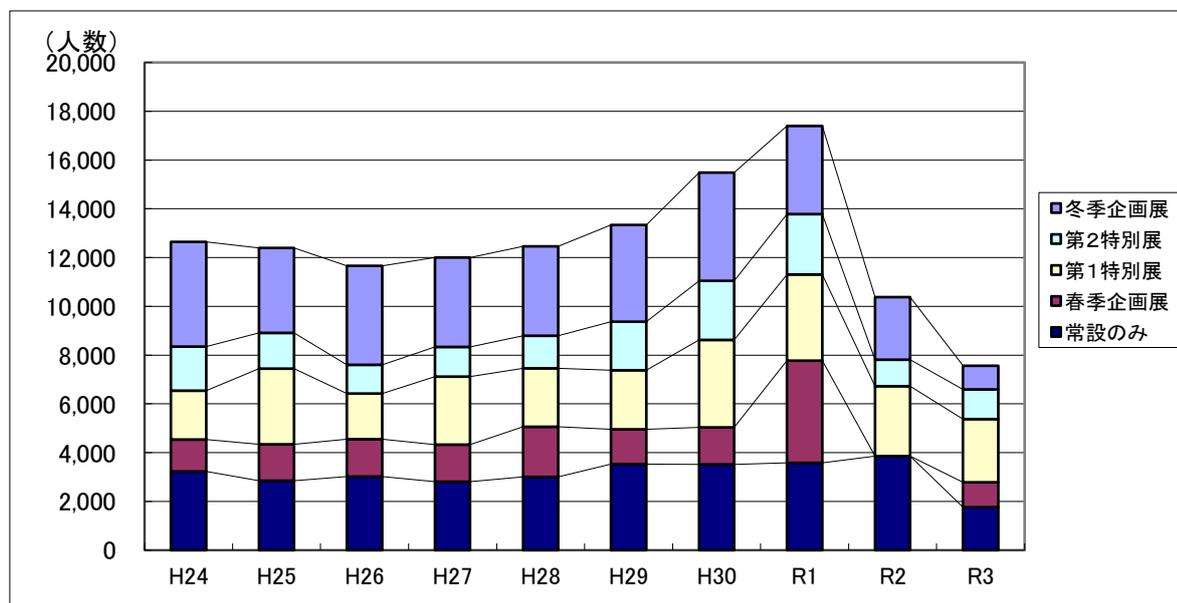
IV 資料

○入館者の動向

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

	開館 日数	個人(一 般/大)	団 体・まちなか			無 料 入館者 (含団体)	合 計	1日 平均	備 考
			一般/大	まちなか	小計				
令和3年 4月	25	129	0	16	16	296	441	17.6	春季企画展 4/24～6/13
5月	26	152	0	24	24	279	455	17.5	
6月	19	205	0	9	9	308	522	27.5	
7月	26	202	0	10	10	485	697	26.8	夏季企画展 7/17～9/5
8月	26	270	0	32	32	414	716	27.5	
9月	25	128	30	7	37	309	474	19.0	
10月	27	147	0	29	29	1,095	1,271	47.1	秋季特別展 10/9～12/12
11月	23	117	0	27	27	826	970	42.2	
12月	24	138	0	15	15	382	535	22.3	
令和4年 1月	24	134	0	9	9	572	715	29.8	冬季企画展 1/12～2/27
2月	22	153	0	20	20	198	371	16.9	
3月	27	107	0	23	23	272	402	14.9	企画展 3/12～5/15
合計	294	1,882	30	221	251	5,436	7,569	25.7	

過去 10 年間の入館者数の変化



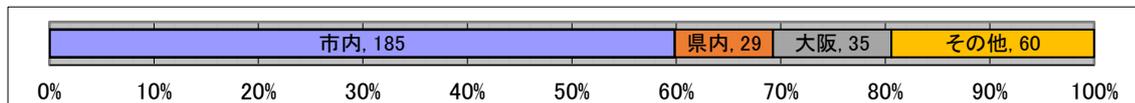
	常設のみ	春季企画展	第1特別展	第2特別展	冬季企画展	総入館者数
平成24年		新収藏品展 博物館のたからもの	ヘンリー杉本とその時代	華岡青洲の医塾 春林軒と合水堂	歴史を語る道具 たち	
	3,226	1,319	1,998	1,805	4,301	12,649
平成25年		「博物館へ花見 に行こう」	「市電が走っていた街」	「海人の世界」	歴史を語る道具 たち	
	2,851	1,496	3,093	1,474	3,487	12,401
平成26年		わかやま歴史再 発見	江戸時代を観光 しよう	荘園の景観と絵 図	歴史を語る道具 たち	
	3,025	1,525	1,881	1,175	4,062	11,668
平成27年		古文書から探 れ！	表千家と紀州徳 川家	近代スポーツと 国民体育大会	歴史を語る道具 たち	
	2,806	1,525	2,787	1,223	3,661	12,002
平成28年		徳川吉宗と紀州 の明君	城下町和歌山の 絵師たち	玉津島－衣通姫と 三十六歌仙－	歴史を語る道具 たち	
	3,004	2,062	2,398	1,336	3,572	12,372
平成29年		紀州の風景－和 歌の浦を中心に－	幕末の紀州藩	美しき善極める －駿河屋の菓子木 型－	歴史を語る道具 たち	
	3,525	1,434	2,424	1,983	3,967	13,333
平成30年		和歌浦には名所 がござる	お殿様の宝箱－南 葵文庫と紀州徳川 家伝来の美術－	和歌山城再発見	歴史を語る道具 たち	
	3,520	1,513	3,594	2,420	4,432	15,479
令和元年		写真にみる和歌山市 の歩み/中畑輝人	徳川頼宣と紀伊徳川 家の名宝	雑賀衆と鷲ノ森遺跡－ 紀州の戦国－	歴史を語る道具 たち	
	3,589	※4186	3,527	2,479	3,616	17,397
令和2年		総持寺の至宝	紀三井寺展	ヘンリー杉本の世 界(夏季企画展)	歴史を語る道具 たち	
	3,857	中止	2,864	1,086	2,575	10,382
令和3年		総持寺の至宝	加太淡嶋神社展－ 女性・漁民の祈り－	アッ！と驚く意外な 歴史(夏季企画展)	歴史を語る道具 たち	
	1,764	1,022	2,588	1,218	977	7,569

※春季企画
展と夏季企
画展の合計
人数

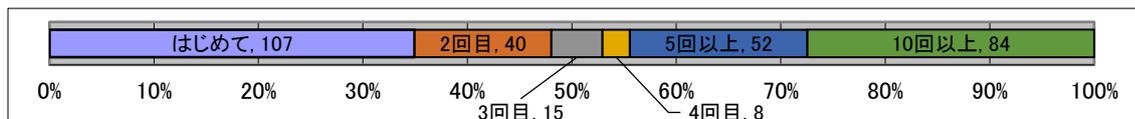
○アンケートの集計

令和 3 年度の特別展開催時に回収されたアンケートの集計結果を提示する。期間中の総入館者は 2,588 名、アンケート数は 309 通（回収率：11.9%）。

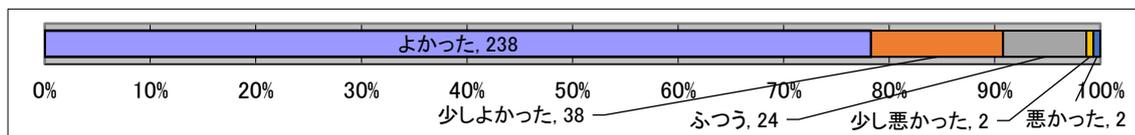
1. どちらから来られましたか？



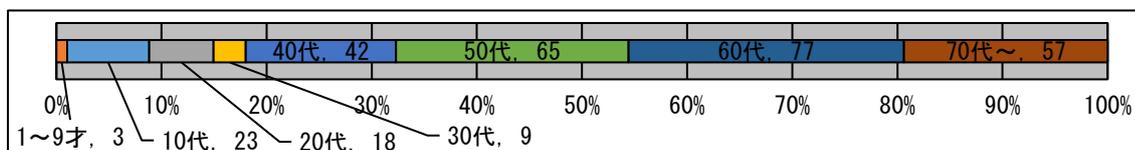
2. 来館は何回目ですか？



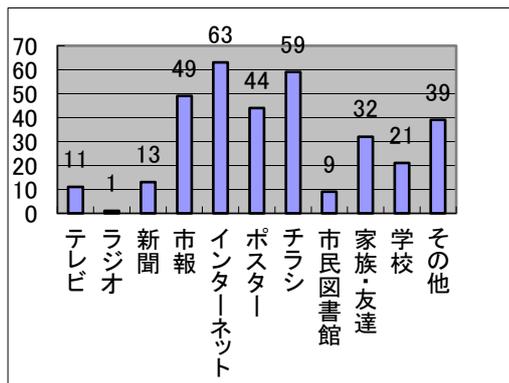
3. 展示はいかがでしたか？



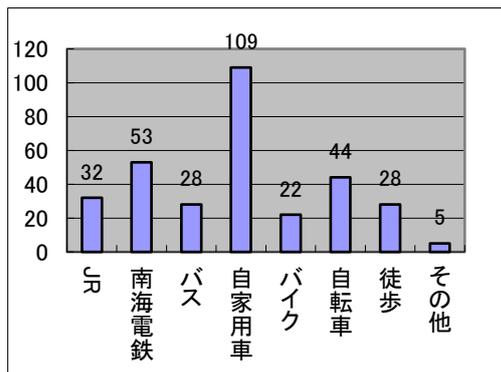
4. 年齢は？



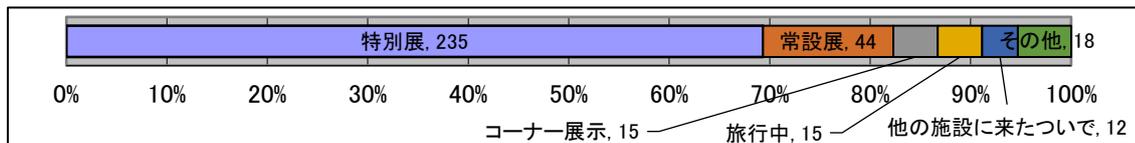
5. どのようにしてお知りになりましたか？



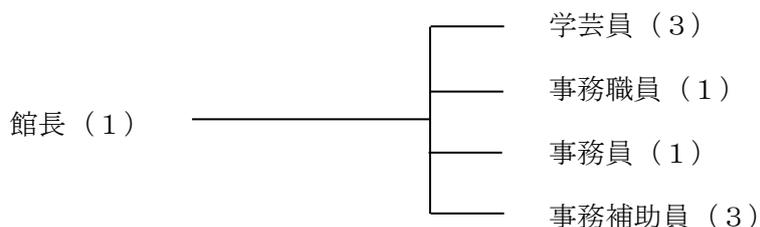
6. 利用された交通機関は？



7. 来館の目的は？



○館機構（令和4年4月1日現在）



○博物館職員（令和4年4月1日現在）

館長	前田 敬彦	(再任用職員)
事務主任	前端 麻未	(令和4.4.1着任)
学芸員	山下 奈津子	
学芸員	佐藤 顕	
学芸員	小橋 勇介	
学芸員	清水 梨代	(兼務職員)
事務員	有村 彩子	(会計年度任用職員)
事務補助員	宇治田 良一	(会計年度任用職員)
事務補助員	浅山 静代	(会計年度任用職員)
事務補助員	泉 江里子	(会計年度任用職員)
事務補助員	今別府 末子	(会計年度任用職員、兼務職員) (令和4.4.1着任)

○退職職員

事務主査	谷澤 真輝	(令和4.3.31退任)
学芸員	額田 雅裕	(令和4.3.31退任)
学芸員	太田 宏一	(令和4.3.31退任)

○和歌山市立博物館協議会委員名簿

令和4年3月31日現在

	氏名	役職	備考
学校教育の 関係者	石本 倫章	和歌山市小学校長会 会長	R3.5.18 任命
	神崎 信彦	和歌山市中学校長会 会長	R3.5.18 任命
社会教育等 の関係者	宗 眞紀子	和歌山市婦人団体連絡協議会 会長	R3.1.27 再任
	森本 光子	和歌山文化協会 会長	R3.1.27 再任
学識経験の ある者	上村 雅洋	和歌山大学 名誉教授	R3.1.27 再任
	木村 博信	和歌山リビング新聞社 事業部長	R3.1.27 再任
	渡辺 康子	日本放送協会和歌山放送局 局長	R3.7.7 任命
	島津 俊之	和歌山大学教育学部 教授	R3.1.27 再任
	高橋 隆博	関西大学 名誉教授	R3.1.27 再任
	西本 昌弘	関西大学文学部 教授	R3.1.27 再任
	原田 利宣	和歌山大学システム工学部 教授	R3.1.27 任命
藤本 清二郎	和歌山大学 名誉教授	R3.1.27 再任	

○和歌山市立博物館条例

昭和60年7月18日

条例第17号

改正 平成元年12月21日条例第66号

平成9年3月27日条例第18号

平成12年3月27日条例第24号

平成19年3月22日条例第13号

平成20年12月24日条例第68号

平成23年12月19日条例第40号

平成24年3月23日条例第23号

平成26年3月24日条例第48号

平成27年3月19日条例第31号

平成30年3月23日条例第6号

平成31年3月22日条例第32号

令和元年12月23日条例第39号

令和3年6月23日条例第28号

(設置)

第1条 本市は、郷土の歴史、文化遺産等に関する市民の理解と認識を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、博物館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山市立博物館	和歌山市湊本町3丁目2番地

(事業)

第3条 博物館は、法第3条第1項に定める事業その他必要な事業を行う。

(入館料)

第4条 常設展の入館料の額は、100円(20人

以上の団体にあつては、1人につき80円)とする。

2 特別展の入館料の額は、2,090円とする。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、減額することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者の入館(常設展に係るものに限る。)は、無料とする。

(1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。))を除く。)をいう。第4号において同じ。)に在学する学生、生徒、児童又は幼児(同号において「学生等」という。)

(2) 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。第4号において「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。第5号において同じ。)の園児(以下この項において単に「園児」という。)

(3) 小学校就学前の者(第1号に規定する幼児及び園児を除く。)

(4) 学生等又は園児を教育課程に基づく教育活動又は保育に係る活動において引率する当該学生等が在学する学校又は当該園児が在籍する幼保連携型認定こども園(認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次号において同じ。)の教員(学校教育法第7条(認定こども園法第26条において準用する場合を含む。)に規定する教員をいう。)

(5) 保育所に入所している児童又は園児を保育に係る活動において引率する当該児童が入所している保育所の保育士又は当該園児が在籍する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の保育に従事する職員

4 入館料は、前納しなければならない。

(入館料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

(資料の特別使用)

第6条 博物館資料について、刊行物に掲載し、又は展示することを目的として、撮影し、若しくは複写し、又は博物館資料に係る写真原板等の貸与若しくは画像等の提供を受けること（以下「特別使用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 博物館資料の保全上支障があるとき。
- (2) 博物館の管理上支障があるとき。
- (3) 特別使用に係る博物館資料が寄託されたものである場合に、前項の規定による申請をする者（次号において「申請者」という。）が当該博物館資料を寄託した者の同意を得ていないとき。
- (4) 特別使用に係る博物館資料に著作権者がある場合に、申請者が当該著作権者の同意を得ていないとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

3 市長は、第1項の許可に必要な条件を付するこ

とができる。

4 第1項の許可を受けた者（次条において「特別使用者」という。）は、別表に定める額の使用料（以下「特別使用料」という。）を前納しなければならない。

5 市長は、学術研究その他の公益性の高い目的を達成するために特別使用をする必要があると認めるときは、特別使用料を免除することができる。

(特別使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、特別使用者が前条第3項の規定により許可に付された条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は特別使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(入館料等の不還付)

第8条 既納の入館料及び特別使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館等の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者
 - (3) 建物又は附属設備若しくは備品（以下「建物等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがある者
 - (4) 次条の規定に違反した者
- (行為の禁止)

第10条 博物館においては、次に掲げる行為をし

てはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれがある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 建物等を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙すること。
- (5) その他管理上支障がある行為をすること。

(損害の賠償)

第11条 何人も、建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(駐車場の供用時間等)

第12条 駐車場の供用時間は、0時から24時までとする。

2 駐車場に自動車を入場させ、又は出場させることができる時間（以下この項において「入出場可能時間」という。）は、8時30分から博物館の閉館の1時間後までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、入出場可能時間を変更することができる。

(駐車場の休場日等)

第13条 駐車場の休場日は、博物館の休館日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(駐車場の供用休止等)

第14条 市長は、駐車場の整備その他必要があると認めるときは、駐車場の供用を休止し、又は制限することができる。

(車両制限)

第15条 駐車場に駐車することができる自動車

は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で、次の表に定めるものとする。

高さ	幅	長さ	重量（積載物を含む。）
2.0メートル以下	1.8メートル以下	4.7メートル以下	2.0トン以下

(駐車場の使用料)

第16条 駐車場を使用する者は、自動車を出場させる際に、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、次の表の左欄に掲げる使用料の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。

使用料の種類	金額
普通駐車場使用料	駐車時間が1時間までの場合にあつては110円、駐車時間が1時間を超える場合にあつては110円にその超える時間30分までごとにつき160円を加えた額
夜間駐車場使用料	650円
備考	1 駐車場に自動車を入場させた日において、博物館の閉館の1時間後までに出場させた場合における駐車場の使用料の上限額は、1,070円とする。 2 夜間駐車場使用料は、博物館の閉館の1時間後（休場日にあつては、18時）から翌8時30分までの間における自動車の駐車について適用する。

(和歌山市営駐車場条例の準用)

第17条 駐車場の管理については、和歌山市営駐車場条例（昭和46年条例第39号）第6条、第7条、第8条、第9条及び第12条の規定を準用する。この場合において、同条例第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）中「駐

車料金」とあるのは「駐車場の使用料」と、同条例第12条第2項第4号中「第2条の3第2項」とあるのは「和歌山市立博物館条例（昭和60年条例第17号）第14条」と読み替えるものとする。

（博物館協議会の設置）

第18条 法第20条第1項の規定に基づき、和歌山市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の任命の基準）

第19条 協議会の委員の任命は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちからこれを行うものとする。

（委員の定数）

第20条 委員の定数は、15人以内とする。

（委員の任期）

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第22条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第23条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、必要に応じて開催するものとする。

3 会長は、協議会を招集しようとするときは、あ

らかじめ会議の日時、場所及び付議すべき事項を示して委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第24条 協議会の庶務は、産業交流局文化スポーツ部において処理する。

（規則への委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則（平成元年12月21日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月27日）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月19日）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行す

る。

- 2 この条例による改正後の和歌山市立博物館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする特別使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした特別使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月19日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立博物館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする特別使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした特別使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月23日）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の和歌山市立博物館条例（以下「旧条例」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為は、同項の規定による改正後の和歌山市立博物館条例（以下「新条例」という。）の相当規定により市長がした処分その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の手続は、新条例の相当規定により市長に対してされた申請その他の手続とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に旧条例の規定による和歌山市立博物館協議会（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日には、市長が任命したものとみなす。この場合において、その者の任期は、新条例第15条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和3年6月23日）

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

特別使用料

区分	単位	使用料
博物館資料の撮影又は複写（博物館資料の貸与を伴うものを含む。）	1点1回	2,090円
博物館資料に係る写真原板の貸与	1枚1回	2,090円
博物館資料に係る画像情報を収録した光ディスク等の貸与	1画像1回	2,090円
博物館資料に係る写真の提供	1点1回	2,090円
博物館資料に係る画像情報の電磁的方法による提供	1画像1回	2,090円

備考 複数の物で構成されるものであっても、博物館資料を分類する上で1点として取り扱うものは、1点とする。

○和歌山市立博物館条例施行規則

令和2年4月1日

規則第50号

改正 令和3年9月30日規則第90号

（趣旨）

第1条 この規則は、和歌山市立博物館条例（昭和60年条例第17号。以下「条例」という。）の

施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(入館料の納付)

第4条 条例第4条第1項又は第2項の規定により入館料を納めた者は、入館券(別記様式第1号)の交付を受けなければならない。

(特別展の入館料)

第5条 条例第4条第2項ただし書の規定により減額する場合における特別展の入館料の額は、特別展に要する費用の額その他の事情を考慮してその都度市長が定める。

(入館料の減免)

第6条 条例第5条に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とし、同条の規定により減額する入館料の額又は免除は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。次条において同じ。)の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれらの者の介護人が介護のために入館するとき 免除

(2) 本市が発行する老人優待利用券の交付を受けている者が入館するとき 免除

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長が必要と認める額

(入館料の減免申請)

第7条 条例第5条の規定による入館料の減額又は免除を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提示(第3号にあつては、提出)しなければならない。

(1) 前条第1号に掲げる者 同号に規定する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

(2) 前条第2号に掲げる者 同号に規定する老人優待利用券

(3) 前条第3号に該当する者 入館料減額・免除申請書(別記様式第2号)

(特別使用許可の申請及び許可)

第8条 条例第6条第1項の規定により特別使用の

許可を受けようとする者は、博物館資料特別使用許可申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該博物館資料が寄託されたものであるときにあつては寄託した者の承諾書の写しを、当該博物館資料に著作権者がある場合にあつては当該著作権者の承諾書の写しを添付しなければならない。

2 市長は、特別使用の許可をしたときは、博物館資料特別使用許可書（別記様式第4号）を当該申請者に交付する。

（特別使用料の免除申請）

第9条 条例第6条第5項の規定により特別使用料の免除を受けようとする者は、前条第1項に規定する申請の際に、博物館資料特別使用料免除申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（入館料の還付）

第10条 入館料を還付する場合における条例第8条ただし書に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、還付する入館料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災地変その他入館しようとする者の責めに帰することができない理由により入館できないとき 全額

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長が認める額

（特別使用料の還付）

第11条 特別使用料を還付する場合における条例第8条ただし書に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、還付する特別使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 特別使用者の責めに帰することができな

い理由により特別使用ができないとき 全額

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長が認める額

（管理上の支障がある行為）

第12条 条例第10条第5号に規定する管理上の支障がある行為は、次の各号に定める行為とする。

(1) 展示している博物館資料（館長が特に指定したものを除く。）に触れる行為

(2) 許可を受けないで、展示している博物館資料の模造、模写又は撮影をする行為

(3) 展示室でインク、墨汁等博物館資料を汚損するおそれのあるものを使用する行為

(4) 係員の指示に従わない行為

（博物館資料の整理）

第13条 収集した資料は、資料番号を付し、博物館資料として整理するものとする。

（博物館資料の館外貸出し）

第14条 博物館資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、学術上の調査研究等のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるとき、又は特別使用のために必要と認められるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により博物館資料の館外貸出しを受けようとする者は、博物館資料貸出許可申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、博物館資料が寄託されたものであるときは、当該博物館資料を寄託した者の承諾書の写しを添付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により博物館資料の館外貸出しを許可したときは、当該申請者に博物館資料

貸出許可書（別記様式第7号）を交付する。

（駐車場の使用料の減免）

第15条 条例第17条において読み替えて準用する和歌山市営駐車場条例（昭和46年条例第39号）第6条の規定により駐車場の使用料を減額し、又は免除する場合においては、和歌山市営駐車場条例施行規則（昭和46年規則第26号の2）第6条の規定を準用する。この場合において、同条第6号中「市長が別に定める額」とあるのは、「駐車場の使用料の5割に相当する額」と読み替えるものとする。

2 条例第17条において読み替えて準用する和歌山市営駐車場条例第6条の規定により駐車場の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、その自動車を出場させるまでに前項の規定により準用

する和歌山市営駐車場条例施行規則第6条各号に該当することを証する書類を市長に提示しなければならない。

（雑則）

第16条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月30日）

この規則は、和歌山市立博物館条例の一部を改正する条例（令和3年条例第28号）の施行の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

（施行の日＝令和3年10月1日）

（別記様式第1号から第7号は省略する。）

令和3年度
和歌山市立博物館館報 37

令和4年5月15日発行
編集 和歌山市立博物館
和歌山市湊本町3丁目2
TEL 073-423-0003
FAX 073-432-9040
発行 和歌山市
和歌山市七番丁23